

介護老人保健施設通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ふじ苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）を提供し、一方利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出した時より効力を有します。但し扶養者に変更があった場合、新たに同意を得ることとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なおこの場合利用者及び扶養者は速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、当施設・当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者又及び扶養者は、連帯して当施設に対し本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額、及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し当施設は利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は利用者及び扶養者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対し当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は扶養者から1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については5年間保管します。)

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し例外として次の各号については、法令上介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合

(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び扶養者が指定する者に対し緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。万一不可抗力の事故が発生した場合、当施設は責任をおいかねます。

- 2 施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について担当支援相談員に申し出ることができ、又は備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設のご案内

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 ふじ苑
所在地	山梨県笛吹市春日居町小松 855-6
電話番号	0553-26-5001
管理者名	施設長 佐藤 英貴
介護保険指定番号	1950480002

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ふじ苑の運営方針]

- ① 施設及び施設の従業者は、常に利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等との対等の立場に立ってサービスを提供する
- ② 施設及び施設の従業者は、明るく家庭的な雰囲気の中、精神的に積極性を持たせるようコミュニケーションに心掛け、レクリエーション・趣味さらには社会教育なども加えて「生きがい」を高めるためのケアを行う
- ③ 施設及び施設の従業者は地域と家庭との連携を重視した運営に心掛け、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との密接な連携を図る

(3) 施設の職員体制

医師・看護職員・介護職員・介護支援専門員・作業療法士・理学療法士
管理栄養士・栄養士・調理員・支援相談員・事務職員

(4) 入所定員等 定員 100名 (短期入所含む)

療養室 個室(20室) 2人室(6室) 3人室(12室) 4人室(8室)

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事サービス(原則として食堂でおとりいただきます)
朝食 8時～
昼食 12時～
夕食 17時～
- ③ 入浴サービス(一般浴槽の他入浴に介助を要する利用者は、特別浴槽で対応しております。入所利用者は週に2回ご利用いただけます。但し身体の状態に応じて、清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護 (退所後の支援も行います。)
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理・栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス(指定業者が月2回程度行います。)
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ 基本時間外施設利用サービス(何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)

その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- 協力医療機関
 - ・名称 中村外科医院
 - ・住所 山梨県甲府市丸の内1-12-3
- 協力医療機関
 - ・名称 富士温泉病院
 - ・住所 山梨県笛吹市春日居小松1177
- 協力歯科医療機関
 - ・名称 諸角歯科医院
 - ・住所 山梨県笛吹市春日居町国府13-1

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には「申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します

4. 施設利用に当たっての留意事項

① 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせません。そのため生菓子・果物等飲食物のお持ち込みは食中毒や誤燕等の原因にもなりますのでご遠慮下さい。なお飲食物等を発見した場合は、処分させていただくこともあります。

② 面会

午前9時より午後5時までとしております。但しやむを得ない場合には、裏口にありますインターホンにてお呼びください。職員が対応いたします。

③ 外出・外泊

原則として、利用者単独での外出・外泊は認められておりません。ご家族の方と一緒の場合のみ許可しております。その際には外出・外泊届の提出をお願いしております。

④ 飲酒・喫煙

(飲酒) 原則認められておりません。医学的管理・看護の下、必要とみなされる場合にはご相談受ける形をとります。

(喫煙) 館内禁煙となっておりますのでご協力下さい。

⑤ 火気の取り扱い

火災などの原因となりかねませんので、利用者自身でライター等の所持、使用する事は出来ません。

⑥ 設備・備品の利用

施設内での日用品においてはご自由にお使いになれます。全利用者で共用していただくものですので、大切にお使いいただけるようご理解ください。

⑦ 所持品・備品等の持込

居室ベッド周辺に収納できる範囲で日用品をお持ちください。衣類は季節毎に入れ替えていただけるようご協力お願いいたします。

⑧ 金銭・貴重品の管理

原則として、利用者が所持することを避けていただきます。貴重品などは出来る限りお持込にならないようお願いいたします。

⑨ 外泊時等の施設外受診

当施設への連絡なしでの受診はお断りいたします。外泊先よりご連絡いただき、当施設からの指示を受けてください。

⑩ 宗教活動

信仰は自由ですが、団体生活を著しく乱すような行為、他利用者への迷惑を被るような行動は避けていただきます。

⑪ ペットの持ち込み

認められておりません。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー・消火器・消火栓・防火戸・避難階段・火災報知器の設置
- ・防災訓練 年2回（内1回は夜間想定）避難・通報・消火訓練を実施

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください（電話 0553-26-5001）。要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。

<別紙2>

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者様のご負担は、介護保険（および介護予防）の給付に係る通常1割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食事、日常生活で通常必要となるものに関わる費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文面作成費、要介護認定の申請代行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照ください。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを利用される場合は直接施設にお申込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションは、原則的に利用に際しては居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることが出来ないため注意が必要です。また加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているのか、いないのかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

<別紙4>

1. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です)

区分	項目	金額	備考	
通所リハビリテーション 各種加算項目	1時間以上2時間未満	要介護 1	369 円/日	
		要介護 2	398 円/日	
		要介護 3	429 円/日	
		要介護 4	458 円/日	
		要介護 5	491 円/日	
	2時間以上3時間未満	要介護 1	383 円/日	
		要介護 2	439 円/日	
		要介護 3	498 円/日	
		要介護 4	555 円/日	
		要介護 5	612 円/日	
	3時間以上4時間未満	要介護 1	486 円/日	
		要介護 2	565 円/日	
		要介護 3	643 円/日	
		要介護 4	743 円/日	
		要介護 5	842 円/日	
	4時間以上5時間未満	要介護 1	553 円/日	
		要介護 2	642 円/日	
		要介護 3	730 円/日	
		要介護 4	844 円/日	
		要介護 5	957 円/日	
5時間以上6時間未満	要介護 1	622 円/日		
	要介護 2	738 円/日		
	要介護 3	852 円/日		
	要介護 4	987 円/日		
	要介護 5	1,120 円/日		

	6 時間以上 7 時間未満	要 介 護 1	715 円/日	
		要 介 護 2	850 円/日	
		要 介 護 3	981 円/日	
		要 介 護 4	1,137 円/日	
		要 介 護 5	1,290 円/日	
	7 時間以上 8 時間未満	要 介 護 1	762 円/日	
		要 介 護 2	903 円/日	
		要 介 護 3	1,046 円/日	
		要 介 護 4	1,215 円/日	
		要 介 護 5	1,379 円/日	

② 7 時間以上 8 時間未満前後の延長サービス

1 時間 50 円

2 時間 100 円

(2) 各加算項目

区分	項目	金額	備考	
通所リハビリテーション 各種加算項目	リハビリテーション提供体制加算	12 単位	3 時間以上 4 時間未満	
		16 単位	4 時間以上 5 時間未満	
		20 単位	5 時間以上 6 時間未満	
		24 単位	6 時間以上 7 時間未満	
		28 単位	7 時間以上 8 時間未満	
	リハビリテーションマネジメント加算 (口)	593 円/月	6 月以内の場合に算定。	
		273 円/月	6 月超の場合に算定。	
		上記に加えて 270 円/月	医師が説明した場合に算定。	
	短期集中個別 リハビリテーション 実施加算	退院退所後 又は認定日 から起算して 3ヶ月以内	110 円/日	個別にリハビリを実施した場合 に算定。
	認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算(Ⅱ)	退院退所後 又は認定日 から起算して 3ヶ月以内	1,920 円/月	1 月に 4 回以上リハビリを実施 し、リハビリテーションマネジメ ント加算のいずれかを算定し ていること。
	入浴介助加算(Ⅰ)		40 円/日	入浴中に利用者の介助を行っ た場合に算定。
	送迎未実施		▲47 円/片道	事業所が送迎を実施しなかつ た場合に減算。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22 円/日	勤続年数 10 年以上の介護福 祉士が 25%以上配置されてい る場合に算定。
科学的介護推進体制加算		40 円/月	基本的な情報を 3 月に 1 回厚 労省に提出した場合に算定。	
口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位/月	多職種が共同して計画を作成 し、サービスを提供した場合に 算定。	
栄養アセスメント加算		50 円/月	管理栄養士を 1 名以上配置 し、多職種が共同して栄養アセ スメントを実施し、結果を説明 した場合に算定。	

	退院時共同指導加算	600 単位/回	退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリに必要な指導を共同した場合に算定。
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	—	所定単位数 × 86/1000

区分	基本算定項目	金額	備考	
介護予防通所リハビリテーション	要支援 1	2,268 円/月		
	要支援 2	4,228 円/月		
	栄養アセスメント加算	50 円/月	管理栄養士を1名以上配置し、多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、結果を説明した場合に算定。	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援 1	88 円/月	勤続年数 10 年以上の介護福祉士が 25% 以上配置されている場合に算定。
		要支援 2	176 円/月	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	—	所定単位数 × 86/1000	
	科学的介護推進体制加算	40 円/月	基本的な情報を 3 月に 1 回厚労省に提出した場合に算定。	
	一体的サービス提供加算	480 単位/月	1 月に 2 回以上栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのいずれかを行なった場合に算定。	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位/月	多職種が共同して計画を作成し、サービスを提供した場合に算定。		

(3) その他の料金（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）

区分	項目	金額	備考
利用者負担	食費	750 円/日	昼食費(おやつ代含む)
	おやつ代	50 円/日	おやつのみ
	日用品費	52 円/日	おしぼり、シャンプー等
	理美容代(外部業者)	2,200 円/回	
	おむつ代	実費	使用した分
	パット代	実費	使用した分
	洗濯代	52 円/枚	

※ 食事は原則として食堂でおとりいただきます。なお通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

(3) 支払い方法

- ・ 毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金でお支払い下さい。

<別紙 5>

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」

に該当する利用者等の負担額

○利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市区町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

○利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。

【利用者負担第1段階】

生活介護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方

【利用者負担第3段階①・②】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方

① 課税年金収入額が80万円超120万円以下の方

② 課税年金収入額が120万円超の方

○利用者負担第4段階の利用者の方であっても、高齢者2人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。

○その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食費	利用する療養室のタイプ	
		従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300	490	0
利用者負担第2段階	390	490	370
利用者負担第3段階①	650	1,310	370
利用者負担第3段階②	1,360	1,310	370

<別紙6>

個人情報の利用目的

介護老人保健施設ふじ苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - － 入退所等の管理
 - － 会計・経理
 - － 事故等の報告
 - － 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - － 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - － 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - － 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - － 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - － 保険事務の委託
 - － 審査支払機関へのレセプトの提出
 - － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - － 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - － 当施設において行われる学生の実習への協力
 - － 当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供